
千葉県労働委員会年報

(令和3年)

千葉県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の構成	1
1 労働委員会	1
2 委員	1
3 あっせん員候補者	3
4 事務局	4
第2章 労働委員会の活動	5
第1節 労働争議の調整	5
1 概 要	5
(1) 概 況	5
(2) 新規申請状況	5
(3) 終結状況	5
2 調整事件の処理状況一覧	12
3 労働争議の実情調査	13
(1) 概 要	13
(2) 争議予告件数	14
第2節 個別的労使紛争のあっせん	15
1 概 要	15
(1) 概 況	15
(2) 新規申請状況	15
(3) 終結状況	15
2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧	23
第3節 不当労働行為事件の審査	25
1 概 要	25
(1) 不当労働行為事件の取扱件数	25
(2) 終結事件の平均処理日数	26
2 不当労働行為事件一覧	27
第4節 再審査・行政訴訟事件	29
1 再審査事件概要	29
2 行政訴訟事件概要	29
(1) 係属事件	29
(2) 緊急命令申立事件	29
3 確定命令不履行通知	29
4 再審査・行政訴訟事件一覧	29

第5節	労働組合の資格審査	30
第6節	無料労働相談会	31
1	概 要	31
2	実施状況	31
第7節	会 議	32
1	概 要	32
2	総 会	32
3	公益委員会議	37
4	連絡協議会及び連絡会議	40
《参考》	取扱事件数	43
	・労働争議調整事件	43
	・個別的労使紛争のあつせん事件	45
	・不当労働行為事件	46

第1章 労働委員会の構成

1 労働委員会

千葉県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項第2号の規定により、都道府県の執行機関として設置されている行政委員会であり、労働組合法第20条の規定による権限を有し、労使間の紛争処理を主たる業務とする専門機関である。

その構成は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者からなり、委員の数は、本県の場合それぞれ5名ずつの総数15名である。

なお、委員の任命は、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者・労働者委員の同意を得て、知事が任命し、委員の任期は2年である。

労働委員会には、労働組合法、労働関係調整法等に定められた目的を達成するため、準司法的機能（審査・判定機能）と調整機能があり、前者は、不当労働行為の審査や労働組合の資格審査等を行う機能であり、後者は、労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能である。

これらに加えて、知事の委任により個別的労使紛争のあっせんを行い、労働者個人と使用者の間で生じた紛争を調整する機能も有している。

これらの機能により、労働委員会は、使用者による不当労働行為があった場合に労働者を救済する役割と、労使紛争の自主解決が困難な場合に紛争の解決を手助けする役割を果たしているところである。

2 委員

第48期委員は、令和2年7月20日付けで任命され、任期は令和4年7月19日までである。

名簿は、次のとおりである。

第48期委員

令和3年12月31日現在

公益委員

氏 名	職 業	主な経歴
◎船 越 豊	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
○村 上 典 子	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
金 原 恭 子	国立大学法人千葉大学理事	千葉大学大学院社会科学研究院教授
石 井 慎 一	弁 護 士	千葉県弁護士会副会長
沼 田 雅 之	法政大学法学部教授	大阪経済法科大学法学部准教授

(注) ◎…会長、○…会長代理

労働者委員

山 崎 英 世	東京電力労働組合 千葉地区本部執行委員長	東京電力労働組合 千葉総支部執行委員長
平 野 盛 士	JFEスチール千葉労働組合 執行委員長	JFE スチール千葉労働組合書記長
太 田 徳 彦	不二サッシユニオン千葉支部 特別中央執行委員	不二サッシユニオン千葉支部 執行委員長
海 老 原 秀 典	千葉土建一般労働組合書記次長	千葉土建一般労働組合本部 中央常任執行委員
永 富 博 之	日本労働組合総連合会 千葉県連合会会長	日本労働組合総連合会 千葉県連合会事務局長

使用者委員

渡 部 茂 樹	一般社団法人千葉県経営者協会 専務理事	一般社団法人千葉県経営者協会 事務局 長
熱 田 正 之	元株式会社千葉興業銀行 常任監査役	ユアサフナショク株式会社 監査役
天 野 克 美	キッコーマンビジネスサービス 株式会社代表取締役社長	キッコーマン株式会社代表取締役 専務執行役員 C H O
酒 寄 博 司	関東鉄道株式会社相談役	関東鉄道株式会社 取締役 会 長
平 川 宏	JFE ライフ株式会社常務取締役	J F E ラ イ フ 株 式 会 社 取 締 役

3 あっせん員候補者

労働関係調整法第10条及び第11条の規定により、労働委員会は、労働争議の解決に援助を与えることができる学識経験者をあっせん員候補者として委嘱することとされており、当委員会では、現職委員、事務局長、事務局次長、審査調整課長及び副課長の職にある者をあっせん員候補者として委嘱している。

令和3年（12月末現在）のあっせん員候補者は、次のとおりである。

あっせん員候補者

令和3年12月31日現在

氏 名	職 名	備 考
船 越 豊	労働委員会 公 益 委 員	H26. 7. 24 委 嘱
村 上 典 子	〃 〃	H24. 7. 24 委 嘱
金 原 恭 子	〃 〃	〃
石 井 慎 一	〃 〃	H30. 7. 23 委 嘱
沼 田 雅 之	〃 〃	〃
山 崎 英 世	〃 労働者委員	H27. 9. 14 委 嘱
平 野 盛 士	〃 〃	H28. 7. 20 委 嘱
太 田 徳 彦	〃 〃	R2. 7. 20 委 嘱
海 老 原 秀 典	〃 〃	〃
永 富 博 之	〃 〃	R3.10.25 委 嘱
渡 部 茂 樹	〃 使用者委員	H30. 7. 23 委 嘱
熱 田 正 之	〃 〃	H24. 7. 24 委 嘱
天 野 克 美	〃 〃	H30. 7. 23 委 嘱
酒 寄 博 司	〃 〃	R2. 7. 20 委 嘱
平 川 宏	〃 〃	〃
吉 田 謙	労働委員会 事 務 局 長	R3. 6. 25 委 嘱
木 村 小 絵 子	〃 事 務 局 次 長	〃
川 島 雄 子	〃 事務局審査調整課長	〃
伊 藤 正 文	〃 〃 審査調整課副課長	H31. 4. 9 委 嘱

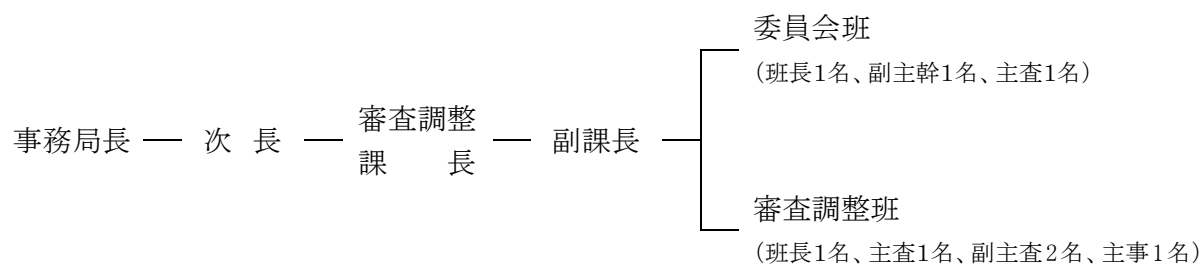
4 事務局

事務局は、労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項及び同法施行令第25条の規定により、労働委員会の事務を処理するために設けられ、その内部組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている。

事務局の組織は、審査調整課(委員会班、審査調整班)の1課2班であり、所掌事務は千葉県労働委員会事務局組織規則によって、また、事務処理に関しては千葉県労働委員会事務局処務規程によってそれぞれ定められている。

なお、令和3年12月末の職員数は12名となっている。

(組織図)



第2章 労働委員会の活動

第1節 労働争議の調整

1 概 要

(1) 概 況

令和3年中の調整事件の新規申請件数は4件で、前年からの繰越1件を含め、4件が終結し、1件は翌年へ繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

新規申請の4件は、全て組合からの申請であった。

(うち合同労組※の案件は1件)

※企業の枠を超えて一定の地域で組織され、個人で加入できる組合のこと。

イ 申請月別

申請月別にみると、1月、3月、4月及び11月が各1件であった。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、従業員20人以上49人以下が1件、50人以上99人以下が2件、300人以上が1件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」及び「公務」が各1件となっている。(第4表)

オ 調整事項別

調整事項別にみると、「団交促進」に関するものが3件、「その他賃金に関するもの」、「退職一時金・年金」、「解雇手当・休業手当」、「労働時間」、「その他の労働条件」及び「その他の経営・人事」に関するものが各1件となっている。(第5表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決が1件、打切りが1件、取下げが2件となっている。(第6表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「教育、学習支援業」が2件、「不動産業、物品賃貸業」及び「宿泊業、飲食サービス業」が各1件となっている。(第7表)

ウ 調整事項別

終結状況を調整事項別にみると、「団交促進」に関するものが3件、「労働時間」に関するものが2件、「組合承認・組合活動」、「諸手当」、「退職一時金・年金」、「解雇手当・休業手当」、「福利厚生」に関するものなど8事項が各1件となっている。(第8表)

エ 係属日数別

終結した4件の係属日数については、最短9日、最長190日であり、平均係属日数は78.3日であった。(第9表)

第1表 調整事件取扱状況

(単位：件、%)

区分 \ 年	元年		2年		3年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し	—	—	—	—	1	20.0
新規申請	1	100.0	7	100.0	4	80.0
計	1	100.0	7	100.0	5	100.0
終結件数	1	100.0	6	85.7	4	80.0
翌年への繰越し	0	0	1	14.3	1	20.0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

月 \ 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
元年			1										1
2年			2				1	1	2	1			7
3年	1		1	1							1		4
計	1	0	4	1	0	0	1	1	2	1	1	0	12

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模（人） \ 年	元年		2年		3年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9						
10～19						
20～49	1	100.0	1	14.3	1	25.0
50～99			1	14.3	2	50.0
100～299			1	14.3		
300以上			4	57.1	1	25.0
合計	1	100.0	7	100.0	4	100.0

第 4 表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	元年	2 年	3 年
建設業			1	
運輸業、郵便業		1	1	
不動産業、物品賃貸業				1
宿泊業、飲食サービス業				1
教育、学習支援業			4	1
医療、福祉			1	
公務				1
合 計		1	7	4

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 調整事項別新規申請状況

(単位:件)

調整事項		年	元年	2年	3年
組合承認・組合活動				2	
協約締結・全面改定				1	
協約効力・解釈				1	
賃金等	賃金増額				
	一時金				
	諸手当			2	
	その他賃金に関するもの	1	3	1	
	退職一時金・年金				1
	解雇手当・休業手当			1	1
	小計	1	6	3	
給与以外	労働時間			1	1
	休日・休暇			1	
	作業方法の変更				
	定年制				
	その他の労働条件				1
	小計	0	2	2	
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小				
	企業合併・事業譲渡				
	人員整理				
	配置転換			1	
	解雇				
	その他の経営・人事			1	1
	小計	0	2	1	
福利厚生				1	
団交促進				2	3
事前協議制					
その他				1	
合 計			1	18	9

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第6表 調整事件終結状況

(単位:件)

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
元年	—	1	1	1				1	0
2年	—	7	7	2	3	1		6	1
3年	1	4	5	1	1	2		4	1

第7表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	元年				2年				3年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
建設業						1		1					
運輸業、郵便業		1	1			1	1						
不動産業、物品賃貸業										1			1
宿泊業、飲食サービス業										1			1
教育、学習支援業						3	1	2		2	1	1	
医療、福祉						1			1				
合 計		1	1	0	0	6	2	3	1	4	1	1	2

(注) ・該当する業種のみ掲載

第8表 調整事項別終結状況

(単位:件)

調整事項		年	元年				2年				3年			
			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
				解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
組合承認・組合活動							1		1		1		1	
協約締結・全面改定							1		1					
協約効力・解釈							1	1						
賃金等	賃金増額													
	一時金													
	諸手当						1		1		1		1	
	その他賃金に関するもの		1	1			3	1	1	1	1			1
	退職一時金・年金										1			1
	解雇手当・休業手当						1			1	1			1
	小計		1	1	0	0	5	1	2	2	4	0	1	3
給与以外	労働時間										2	1	1	
	休日・休暇						1			1				
	作業方法の変更													
	定年制													
	その他の労働条件										1			1
	小計		0	0	0	0	1	0	0	1	3	1	1	1
経営又は人事	事業休廃止・事業縮小													
	企業合併・事業譲渡													
	人員整理													
	配置転換						1	1						
	解雇													
	その他の経営・人事						1			1	1			1
	小計		0	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1
福利厚生											1		1	
団交促進							1		1		3	1	1	1
事前協議制														
その他							1		1					
合 計			1	1	0	0	13	3	6	4	13	2	5	6

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
元年							1	72.0
2年			2				4	63.8
3年	1				1		2	78.3

2 調整事件の処理状況一覧

事件 番号	種 別	申 請	業 種	従業 員数	組 合 員数	申請受付日	係属 日数	調 整 回 数	あっせん員 (指名年月日)	調整事項	終結 状況
						終結日					
2 (あ) 4	あっせん	使	教育、 学習支 援業	480	30	R2.8.25 R3.3.2	190	3	(公) 船越 (労) 平野 (使) 熱田 (R2.8.27)	1 3 6 協定締結 2 変形労働時間制採 用 3 過去の超過勤務手 当の清算 4 慶弔規程の改正 5 団体交渉のルール の策定	打切り
3 (あ) 1	あっせん	労	教育、 学習支 援業	52	2	R3.1.25 R3.4.6	72	1	(公) 村上 (労) 海老原 (使) 渡部 (R3.2.2)	1 労働法を遵守した 就業規則の運営 2 就業規則における 休憩時間の設定 3 労基法に則った休憩 時間の取得 4 勤務管理の明確化	解決
3 (あ) 2	あっせん	労	不動産 業、物 品賃貸 業	21	6	R3.3.26 R3.5.6	42	0	(公) 金原 (労) 山崎 (使) 平川 (R3.4.5)	1 提出した要求書へ の回答 2 団体交渉申入れへ の応諾	取下げ (自主解決)
3 (あ) 3	あっせん	労 (合)	宿 泊 業、飲 食サー ビス業	60	160 (4)	R3.4.6 R3.4.14	9	0	(公) 石井 (労) 太田 (使) 熱田 (R3.4.9)	労働債権（退職金、 解雇予告手当 1 か月 分、有給休暇残分）の 支払	取下げ (自主解決)
3 (あ) 4	あっせん	労	公務	1009	2800 2	R3.11.26			(公) 石井 (労) 永富 (使) 渡部 (R3.12.3) (労) 平野 (R3.12.16)	団体交渉応諾	翌年へ 繰越し

- (注) ・申請欄の（合）は合同労組からの申請（被申請者の場合も含む。）を示している。
 ・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。
 ・組合員数欄の（ ）は当該事業場に係る人数を示している。
 ・3(あ)4 は、単位組合と上部団体の二者による申請である（組合員数の上段 2800 人は上部団体の組合員数）。

3 労働争議の実情調査

(1) 概要

令和３年中に労働関係調整法第３７条に基づく公益事業の争議行為の予告通知を受け、労働委員会規則第６２条の２の規定により実施した実情調査対象件数は４件（うち２件は前年からの繰越し分）であった。業種別にみると、「医療、福祉」が４件であった。

なお、令和３年中に予告通知のあった事件で、実際に争議行為が行われたものは１件であった。

(2) 争議予告件数

ア 月別件数

(単位:件)

年 月 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
3年1月				
2月			10	10
3月			14	14
4月	1			1
5月			5	5
6月			1	1
7月			1	1
8月				
9月			3	3
10月	1		7	8
11月			6	6
12月				
計	2		47	49

イ 年別件数

(単位:件)

年 \ 区分	千労委へ	経由	中労委から	計
元年	5	1	57	63
2年	5		35	40
3年	2		47	49

(注) ・「千労委へ」とは、当委員会あてに新規に通知のあったもの

・「経由」とは、争議行為が本県を含む2以上の都道府県に及ぶため、当委員会を経て中労委に通知されたもの

・「中労委から」とは、争議行為が本県にも及ぶものとして、中労委から連絡のあったもの(争議行為の予告通知は、その争議行為が2以上の都道府県にわたるものであるとき又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中労委に報告することになっている。)

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概 要

(1) 概 況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和3年の新規申請件数は10件で、前年からの繰越2件を含めた12件のうち、11件が年内に終結し、1件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

申請はすべて労働者からであった。

イ 申請月別

申請月別にみると、4月が2件、6月及び8月が各3件、9月及び11月が各1件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、1人以上9人以下が1件、20人以上49人以下が2件、300人以上が7件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「医療、福祉」が4件、「卸売業、小売業」が2件、「建設業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業」が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが7件、非正規雇用労働者に関するものが3件となっている。(第5表)

カ あっせいを求める事項別

あっせいを求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが3件、「復職」など4事項が各2件、「普通解雇」など5事項が各1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決3件、打切り8件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「医療、福祉」が4件、「卸売業、小売業」が3件、「建設業」など4業種が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した11件の係属日数については、最短31日、最長64日であり、平均係属日数は47.7日であった。(第9表)

第 1 表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分 \ 年	元年		2 年		3 年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し	9	32.1	1	7.7	2	16.7
新規申請	19	67.9	12	92.3	10	83.3
計	28	100.0	13	100.0	12	100.0
終 結 件 数	27	96.4	11	84.6	11	91.7
翌年への繰越し	1	3.6	2	15.4	1	8.3

第 2 表 月別新規申請状況

(単位：件)

月 \ 年	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	計
元年	3			1	3	3	1	1		2	4	1	19
2 年	3	1	2	1	1	1					1	2	12
3 年				2		3		3	1		1		10
計	6	1	2	4	4	7	1	4	1	2	6	3	41

第 3 表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模（人） \ 年	元年		2 年		3 年	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1～9	1	5.3			1	10.0
10～19	3	15.8	2	16.7		
20～49	3	15.8	2	16.7	2	20.0
50～99	2	10.5	1	8.3		
100～299	4	21.0	1	8.3		
300 以上	6	31.6	6	50.0	7	70.0
合 計	19	100.0	12	100.0	10	100.0

第 4 表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	元年	2 年	3 年
農業、林業		1		
建設業		2		1
製造業		1		
情報通信業			1	
運輸業、郵便業		2		
卸売業、小売業		1	3	2
金融業、保険業		1		1
不動産業、物品賃貸業		1		
宿泊業、飲食サービス業		3		
生活関連サービス業、娯楽業				1
医療、福祉		5	4	4
サービス業		2	4	1
合 計		19	12	10

(注) ・該当する業種のみ掲載

第 5 表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年 元年	2 年	3 年
正社員	12	6	7
非正規雇用労働者	7	6	3
合 計	19	12	10

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項			年	元年	2年	3年	
経営又は人事	解雇	整理解雇			1		
		普通解雇		1		1	
		退職強要					
		契約更新拒否・雇止め		2			
	配置転換、出向・転籍			1	2	1	
	復職			1	2	2	
	懲戒処分	懲戒解雇					
		懲戒解雇以外懲戒処分		1			
	退職			5	3	2	
	勤務延長、再雇用						
	その他経営又は人事			1	2	2	
	賃金等	賃金未払			3		
		賃金増額					
賃金減額			1				
一時金			1				
退職一時金							
解雇手当							
休業手当			1				
諸手当					1		
その他賃金							
年金（企業年金・厚生年金等）							
労働条件等	労働契約			1		1	
	労働時間			1			
	休日・休暇						
	年次有給休暇						
	育児休業・介護休業						
	時間外労働						
	安全・衛生						
	福利厚生制度						
	社会保険						
	労働保険			1	1		
	その他の労働条件						
	職場の人間関係	セクハラ					1
パワハラ・嫌がらせ			9	5	3		
その他					1	2	
合計				30	17	16	

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第 7 表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
元年	9	19	28	12	14	1		27	1
2 年	1	12	13	7	4			11	2
3 年	2	10	12	3	8			11	1

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	元年				2年				3年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ		解 決	打 切 り	取 下 げ
農業、林業		1		1									
建設業		3	1	1	1					1		1	
製造業		2	1	1									
情報通信業						1		1					
運輸業、郵便業		3	2	1									
卸売業、小売業		1		1		2	1	1		3	1	2	
金融業、保険業		1	1							1		1	
不動産業、物品賃貸業		2	1	1									
学術研究、専門・技術サービス業		1	1										
宿泊業、飲食サービス業		3		3									
生活関連サービス業、娯楽業		1		1						1		1	
教育、学習支援業		1	1										
医療、福祉		6	3	3		4	2	2		4	1	3	
サービス業		2	1	1		4	4			1	1		
合 計		27	12	14	1	11	7	4		11	3	8	

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

日数 年	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
元年		5	7	6	1	3	5	37.0
2年		1		3	1	1	5	68.5
3年				2	5	3	1	47.7

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件 番号	申 請	業種	申請受付日	係属 日数	調 整 回 数	あっせん員 (指名年月日)	あっせンを求める事項	終結 状況
			終結日					
2 (個) 11	労 (正)	医療、福祉	R2.12.16	31	1	(公) 石井 (労) 山崎 (使) 天野 (R2.12.17)	1 職責者による監視及び呼び出しての一方的な話し合いを止めること 2 退職勧奨の撤回	解決
			R3.1.15					
2 (個) 12	労 (正)	卸売業、小売業	R2.12.22	57	1	(公) 沼田 (労) 小谷 (使) 酒寄 (R2.12.24)	1 退職条件の調整 2 傷病手当申請への協力	解決
			R3.2.16					
3 (個) 1	労 (正)	建設業	R3.4.27	38	0	(公) 沼田 (労) 平野 (使) 天野 (R3.5.10)	1 交通費の支払 2 慰謝料の支払	打切り (辞退)
			R3.6.3					
3 (個) 2	労 (非)	医療、福祉	R3.4.29	44	1	(公) 船越 (労) 小谷 (使) 酒寄 (R3.5.10)	ハラスメントに係る謝罪及び慰謝料の支払	打切り
			R3.6.11					
3 (個) 3	労 (正)	医療、福祉	R3.6.4	64	2	(公) 村上 (労) 山崎 (使) 平川 (R3.6.14)	原職復帰	打切り
			R3.8.6					
3 (個) 4	労 (正)	生活関連サービス業、娯楽業	R3.6.23	50	1	(公) 金原 (労) 太田 (使) 熱田 (R3.6.28)	原職復帰	打切り
			R3.8.11					
3 (個) 5	労 (非)	サービス業	R3.6.23	49	1	(公) 石井 (労) 海老原 (使) 天野 (R3.6.28)	1 傷病手当等諸手続の準備 2 パワーハラスメントに係る謝罪及び賠償	解決
			R3.8.10					

事件 番号	申 請	業 種	申 請 受 付 日	係 属 日 数	調 整 回 数	あつせん員 (指名年月日)	あつせんを求める事項	終 結 状 況
			終 結 日					
3 (個) 6	労 (正)	卸売業、 小売業	R3.8.13	43	1	(公) 金原 (労) 小谷 (使) 渡部 (R3.8.20)	1 心身的苦痛に係る謝罪 2 人事考課に係る説明 3 解雇撤回	打切り
			R3.9.24					
3 (個) 7	労 (正)	医療、福 祉	R3.8.16	57	2	(公) 沼田 (労) 平野 (使) 酒寄 (R3.8.20)	1 一斉退職を求めた理由の説明 2 金銭補償	打切り
			R3.10.11					
3 (個) 8	労 (非)	金融業、 保険業	R3.8.22	44	1	(公) 船越 (労) 太田 (使) 熱田 (R3.8.24)	1 営業ノルマの緩和 2 逸失利益の支払	打切り
			R3.10.4					
3 (個) 9	労 (正)	医療、福 祉	R3.9.15			(公) 村上 (労) 海老原 (使) 平川 (R3.9.22)	1 パワハラに係る治療費及び 休職中の給与の支払 2 精神的苦痛に係る損害賠償金 の支払	翌年へ 繰越し
3 (個) 10	労 (正)	卸売業、 小売業	R3.11.11	48	0	(公) 金原 (労) 山崎 (使) 天野 (R3.11.17)	慰謝料等の支払	打切り (辞退)
			R3.12.28					

(注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。

・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概 要

令和3年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は3件で、取扱件数は前年からの繰越し3件と合わせて6件である。そのうち3件が終結（関与和解1件、一部救済2件）し、3件が翌年への繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。令和3年中の終結事件3件のうち、1件は183日（6か月）と目標期間内で終結したが、2件は507日（1年4か月と20日）及び617日（1年8か月と9日）と目標期間を超える結果となった。終結事件3件の平均処理日数は、約436日（約1年2か月）となっている。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

区 分 \ 年			29 年	30 年	元年	2 年	3 年
係 属 事 件	前年からの繰越し		—	3 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (1)
	新 規 申 立 て		4 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	3 (0)
	合 計		4 (0)	4 (0)	3 (0)	4 (1)	6 (1)
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ		1			
		和 解	無関与				
			関 与	1	1	1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済		1			
		一 部 救 済					2
		棄 却					
		却 下			1		
	合 計		1	3	1	1	3
	翌年への繰越し		3	1	2	3	3

(注) ・ () は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

年 区 分			29 年	30 年	元年	2 年	3 年
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ			4 4 3			
	和 解	無関与					
		関 与	2 9 7	4 8 2		4 1 8	1 8 3
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済			2 6 6			
	一 部 救 済						5 6 2
	棄 却						
	却 下				3 6 1		
総 平 均			2 9 7	3 9 7	3 6 1	4 1 8	4 3 6

2 不当労働行為事件一覧

事件 番号	業 種 等	法 7 条 該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終 結 処理日数	担 当
元 (不) 2	業種：医療、福祉 従業員数：150 人	2, 3	1 団体交渉の実施 2 組合活動の報告を強要 する等の支配介入を止め ること 3 謝罪文の掲示 4 申立外組合への加入勸 奨の禁止 5 申立外組合の組合員の 団体交渉への同席禁止 6 申立人組合を誹謗中傷 する文書の撤去及び掲出 禁止	申立て 元. 11. 27 調査 6 (6) 回 審問 2 (0) 回 和解 1 (1) 回 一部救済命令 3. 8. 4 6 1 7 日	公 石井 金原 労 山崎 森 太田 使 金田 松村 熱田 天野
2 (不) 1	業種：医療、福祉 従業員数：10 人	1, 2	1 原職復帰及びバックペ イ 2 団体交渉承諾	申立て 2. 4. 15 調査 5 (3) 回 審問 2 (0) 回 和解 2 (0) 回 一部救済命令 3. 9. 3 5 0 7 日	公 沼田 労 平野 小谷 使 渡部 天野
2 (不) 2	業種：公務 従業員数：1, 579 人	1, 3	1 3回の配転命令の撤回 2 3回の職務命令の撤回 3 分限休職命令の撤回 4 謝罪文の交付及び掲示	申立て 2. 11. 30 調査 5 (0) 回	公 村上 労 山崎 海老原 使 熱田 酒寄
3 (不) 1	業種：運輸業、郵便 業 従業員数：569 名	3	1 組合への便宜供与廃止 の撤回 2 組合費を流用したこと に対する謝罪文の掲示	申立て 3. 6. 28 調査 2 (0) 回 和解 1 (0) 回 関与和解 3. 12. 27 1 8 3 日	公 舩越 労 平野 太田 使 渡部 平川
3 (不) 2	業種：教育、学習支 援業 従業員数：700 名	1, 3	1 懲戒処分の取消し及び 賃金補償 2 謝罪文の掲示	申立て 3. 8. 4 調査 1 (0) 回	公 石井 労 山崎 海老原 使 天野 酒寄
3 (不) 3	業種：サービス業 従業員数：850 名	1	1 組合員の定年後再雇用 及び賃金補償 2 謝罪文の交付及び掲示 3 命令履行の文書報告	申立て 3. 11. 5 調査 0 (0) 回	公 沼田 労 平野 永富 使 熱田 平川

- (注) ・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
- ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 - ・ 審査の実施状況の欄中、調査△（□）回は、申立てからの通算実施回数を△回、令和２年中の実施回数を（□）回と表示している。
 - ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年（不）第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

令和元年（不）第2号事件及び令和2年（不）第1号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、いずれも申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和3年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和3年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和3年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事 件 番 号 業 種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最 高 裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元 6. 5 労・申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
令和元年(不)第2号事件 業種：医療、福祉	元 11. 27申立て	3. 8. 17 労・申立て 3(不再)29号			
	3. 8. 4命令 【一部救済】				
令和2年(不)第1号事件 業種：医療、福祉	2. 4. 15申立て	3. 9. 10 労・申立て 3(不再)34号			
	3. 9. 3命令 【一部救済】				

第5節 労働組合の資格審査

令和3年中に申請のあった労働組合の資格審査は4件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が3件、「労働者委員候補者推薦」が1件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し3件を含めた7件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは3件、不当労働行為救済申立ての取下げに伴い審査を終了したものは1件で、3件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別 \ 年	29 年	30 年	元年	2 年	3 年
不当労働行為救済申立て	6	1	2	2	3
法 人 登 記	3	3		1 1	
労 働 者 供 給 事 業					
労働者委員候補者推薦		7		7	1
合 計	9	1 1	2	2 0	4

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別 \ 年	3 年			
	適合	不適合	取下等	計
不当労働行為救済申立て	2 (2)		1	3 (2)
法 人 登 記				0
労 働 者 供 給 事 業				0
労働者委員候補者推薦	1			1
合 計	3 (2)	0	1	4 (2)

(注)・() は前年からの繰越しであり、内数である。

第6節 無料労働相談会

1 概 要

当委員会では、労使紛争の予防や早期解決の一助にするとともに、相談会の広報を通じて労働委員会制度の周知を図るために、労働組合、労働者、使用者を対象として、労使の委員がともに同席し、直接相談に応じる「無料労働相談会」を実施している。

2 実施状況

開催日時	場 所	相談者	相 談 員	主な相談内容
10月17日（日） 午後1時から5時	船橋フェイス ビル	労働者側 2組	(労)山崎委員 (使)平川委員	・パワハラについて ・業務内容の変更等について
10月30日（土） 午後1時から5時	千葉県庁南庁舎 労働委員会	労働者側 2組	(労)海老原委員 (使)酒寄委員	・降格及び賃金の減額について ・パワハラについて

第7節 会 議

1 概 要

労働委員会の会議は、労働委員会規則第3条に規定されており、委員全員で行う総会（第1項第1号）、公益委員全員で行う公益委員会議（同項第2号）、その他必要に応じて開催する調停委員会及び仲裁委員会等（同条第2項）がある。

また、これらの会議のほか、労働委員会相互の連絡を密にし、事務処理の必要な統一と調整を図るため、全国及び地域別の連絡協議会等が設けられている。（労働委員会規則第86条）

2 総 会

総会は、労働委員会の最高機関というべきものであって、労働委員会規則第5条に規定する付議事項のほか、委員会の業務全般の運営について協議する会議であり、全委員が出席して開催される。

なお、総会に付議される事項は次のとおりである。

- (1) 労働協約の地域的な一般的拘束力の適用の決議に関する事項
- (2) あっせん員候補者の委嘱及び解任に関する事項
- (3) 臨時のあっせん員の委嘱に関する事項
- (4) 調停及び仲裁の開始に関する事項
- (5) 会長及び会長代理の選挙並びに委員の罷免に関する事項
- (6) 労働組合法第22条の強制権限の行使に関する事項
- (7) 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項
- (8) 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項
- (9) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された総会は、2月25日に開催された第1755回総会から12月9日に開催された第1766回総会までの12回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、1月7日から3月21日まで及び4月20日から9月30日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出され、千葉県においては外出自粛要請等が行われ、「人との交わりを低減する取組みを今まで以上に強力に推進する」ことが方針として示されていた。

これらのことを踏まえて、急を要する議題がないとして当初開催を予定していたうちの10回は不開催とした。また、2月25日、3月8日、7月12日及び8月26日の4回は急務であったことから、感染症防止対策として一部の委員がウェブシステムによって会議に参加する形式で開催した。

総会開催状況

(令和3年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1755	2月25日 【ウェブ 併用】	(報告事項) (1) 令和3年(あ)第1号事件の申請について (2) 令和2年(あ)第4号事件の経過について (3) 令和2年(個)第11号事件の終結について (4) 令和2年(個)第12号事件の終結について (5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (6) 審査事件の状況について (7) 公益委員会議について (8) 令和2年中の不当労働行為事件の審査、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんの実施状況の公表について (その他) (1) 労働委員会規則の一部を改正する規則について(押印見直し・ウェブ会議による開催、行政手続のオンライン化への対応) (2) 労働委員会規則の一部を改正する規則について(「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」での議論を踏まえた規則改正)
1756	3月8日 【ウェブ 併用】	(付議事項) (1) 個別的労使紛争のあっせんに関する要領の一部改正について (報告事項) (1) 令和2年(あ)第4号事件の終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について
1757	3月25日	(報告事項) (1) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (2) 審査事件の状況について (その他) (1) 調整関係事務処理要領、個別的労使紛争のあっせん事務処理要領及び審査関係事務処理要領の一部改正について

回	開催期日	議 題
1758	4月12日	(報告事項) (1) 令和3年(あ)第2号事件の申請について (2) 令和3年(あ)第3号事件の申請について (3) 令和3年(あ)第1号事件の終結について (4) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (5) 審査事件の状況について (意見交換) (1) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (2) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会における協議事項について
1759	4月22日	(報告事項) (1) 令和3年(あ)第3号事件の終結について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (その他) (1) 令和3年度各種会議等の出席者について
1760	6月24日	(付議事項) (1) あっせん員候補者(委員以外の職にある者)の解任及び委嘱について (報告事項) (1) 令和3年(あ)第2号事件の終結について (2) 令和3年(個)第1号事件の申請及び終結について (3) 令和3年(個)第2号事件の申請及び終結について (4) 令和3年(個)第3号事件の申請について (5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (6) 審査事件の状況について (7) 公益委員会議について (8) 令和3年(個)第4号事件の申請について (その他) (1) 無料労働相談会について (2) 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について (3) 令和3年度各種会議等の出席者について

回	開催期日	議 題
1761	7月12日 【ウェブ 併用】	(報告事項) (1) 令和3年(個)第5号事件の申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について (参与委員の申出) (1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について
1762	8月26日 【ウェブ 併用】	(報告事項) (1) 令和3年(個)第6号事件の申請について (2) 令和3年(個)第7号事件の申請について (3) 令和3年(個)第8号事件の申請について (4) 令和3年(個)第3号事件の終結について (5) 令和3年(個)第4号事件の終結について (6) 令和3年(個)第5号事件の終結について (7) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (8) 審査事件の状況について (9) 公益委員会議について (参与委員の申出) (1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について (意見交換) (1) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の議題について (その他) (1) 第35回14都道府県労働委員会使用者委員会議の報告について
1763	10月11日	(報告事項) (1) 令和3年(個)第9号事件の申請について (2) 令和3年(個)第7号事件の経過について (3) 令和3年(個)第6号事件の終結について (4) 令和3年(個)第8号事件の終結について (5) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (6) 審査事件の状況について (7) 公益委員会議について (その他) (1) 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の報告について (2) 審査関係事務処理要領等の改正について

回	開催期日	議 題
1764	10月25日	(付議事項) (1) あっせん員候補者(委員の職にある者)の解任及び委嘱について (報告事項) (1) 令和3年(個)第7号事件の終結について (2) 争議行為の予告及び争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について (その他) (1) 第1回無料労働相談会の結果について (2) 個別的労使紛争のあっせん申請に係る住所の秘匿について
1765	11月22日	(報告事項) (1) 令和3年(個)第10号事件の申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について (参与委員の申出) (1) 新規の不当労働行為事件に係る労使の参与委員の申出について (その他) (1) 第2回無料労働相談会の結果について
1766	12月9日	(報告事項) (1) 令和3年(あ)第4号事件の申請について (2) 争議行為の予告に基づく実情調査結果について (3) 審査事件の状況について (4) 公益委員会議について (その他) (1) 令和4年度総会日程について (2) 審査関係事務処理要領の一部改正について

3 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条第1項に規定する付議事項について協議する会議であり、公益委員が出席して開催される。

公益委員会議に付議される事項は、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格に関する事項
- (2) 不当労働行為に関する事項
- (3) 労働関係調整法第42条の規定による請求に関する事項
- (4) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

当年中に開催された公益委員会議は、1月21日に開催された第1668回公益委員会議から11月22日に開催された第1680回公益委員会議までの13回であり、その開催状況は次のとおりである。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出されたことを踏まえ、1月21日、8月26日及び9月9日の3回は、感染症防止対策として一部の委員がウェブシステムによって会議に参加する形式で開催した。

公益委員会議開催状況

(令和3年1月～12月)

回	開催期日	議 題
1668	1月21日 【ウェブ 併用】	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の審査等に関する公益委員会議決定事項の一部改正について
1669	2月25日	(付議事項) (1) 不当労働行為事件の審査等に関する公益委員会議決定事項の一部改正について
1670	4月12日	(意見交換) (1) 第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1671	5月10日	(意見聴取) (1) 令和元年(不)第2号事件に係る参与委員の意見聴取について
1672	6月14日	(付議事項) (1) 組合資格審査(不当労働行為申立て) ア 令和元年(資)第2号(適合) (合議) (1) 令和元年(不)第2号事件に係る合議
1673	6月24日	(意見聴取) (1) 令和2年(不)第1号事件に係る参与委員の意見聴取について
1674	7月12日	(合議) (1) 令和元年(不)第2号事件に係る合議(決定)
1675	7月29日	(付議事項) (1) 組合資格審査(不当労働行為申立て) ア 令和2年(資)第1号(適合) (報告事項) (1) 令和2年(不)第2号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについて (合議) (1) 令和2年(不)第1号事件に係る合議(決定)

回	開催期日	議 題
1676	8 月 26 日 【ウェブ 併用】	(報告事項) (1) 令和 3 年(不)第 1 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについて (意見聴取) (1) 令和 3 年(不)第 1 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについての参与委員意見聴取 (付議事項) (1) 令和 3 年(不)第 1 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについて (意見交換) (1) 第 86 回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1677	9 月 9 日 【ウェブ 併用】	(付議事項) (1) 組合資格審査（労働者委員候補者推薦） ア 令和 3 年(資)第 3 号(適合) (2) 令和 3 年(不)第 1 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについて(終結)
1678	10 月 11 日	(意見聴取) (1) 令和 2 年(不)第 2 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てに関する参与委員意見聴取について (意見交換) (1) 組合資格審査令和 2 年(資)第 20 号に係る意見交換
1679	10 月 25 日	(付議事項) (1) 令和 2 年(不)第 2 号事件に係る審査の実効確保の措置勧告申立てについて（終結）
1680	11 月 22 日	(その他) (1) 審査関係事務処理要領の一部改正について

4 連絡協議会及び連絡会議

各種連絡会議は、労働委員会相互の連絡を緊密にし、法の解釈、運用、事務処理について必要な調整と統一を図るために、全国又は地域別に開催されている。

<全国・広域>

(1) 第 76 回全国労働委員会連絡協議会総会

- ・期 日 11 月 18 日～19 日
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 題 1 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて
2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について
3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について

(2) 全国労働委員会会長連絡会議

- ・中止

(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議

- ・中止

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ・期 日 11 月 25 日 午前
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 題 1 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題(ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む)
2 資格審査を巡る諸課題
3 押印廃止の実務への影響

(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ・期 日 11 月 25 日 午後
- ・開催方法 ウェブ
- ・議 事 1 中央労働委員会事務局からの説明(調整業務の運営について)
2 都道府県労働委員会事務局からの事例報告
3 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

<関東ブロック>

(1) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第 146 回)

- ・期 日 5 月 18 日
- ・開催方法 書面及びウェブ
- ・主 催 県 静岡県
- ・議 題 1 労働争議の調整事件及び個別的労使紛争のあっせん事件において被申請者から参加不応諾の意思が示された場合の対応について【書面】
2 労働局における個別労働関係紛争処理制度の概要及び労働委員会との連携に関する現状と課題【ウェブ】
- ・協議事項 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について【ウェブ】

(2) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第 85 回)

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 静岡県
- ・議 題 元組合員が被申立人側補佐人として申請された場合の対応について

(3) 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会(第 147 回)

- ・期 日 9 月 14 日
- ・開催方法 書面及びウェブ
- ・主 催 県 茨城県
- ・議 題 1 不誠実団交と継続する行為について【ウェブ】
2 パワーハラスメント防止対策の法制化における労働委員会の役割について【ウェブ】

(4) 関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議(第 86 回)

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 茨城県
- ・議 題 不当労働行為事件における和解勧試の時期や事情、公益委員の役割等について

(5) 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

- ・中止

<14 都道府県>

(1) 14 都道府県労働委員会公益委員会議

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 静岡県
- ・議 題 1 指定管理者又は事業受託先の労働者との間での地方公共団体の使用者性について
- 2 組合間の不平等取扱いについて
- 3 不当労働行為事件におけるオンラインによる調査手続について
- 4 不当労働行為事件の被申立人が所在不明になるとともに、会社の破産手続開始の決定がなされた場合の破産管財人への団交応諾命令について

(2) 第 35 回 14 都道府県労働委員会使用者委員会議

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 千葉県
- ・議 題 1 労働組合法上の労働者性について
- 2 コロナ禍(大規模自然災害時含む)における調整・審査の留意点および工夫点
- ・特別講演 「労働組合が果たす『労務管理機能』の法的意義」再考

(3) 14 都道府県労働委員会事務局長連絡会議

- ・開催方法 書面
- ・主 催 県 京都府
- ・議 題 1 労委規則第 41 条の 2 の改正(答弁書の提出期限延長)への対応について
- 2 都道府県労働委員会の実施する個別労働関係紛争に係るあっせんの対象としない紛争等について

《参考》取扱事件数

表 1 労働争議調整事件取扱件数年次推移

(昭和22年～令和3年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	—	6 (4)	6 (4)	0
	23	6 (4)	29 (15)	35 (19)	34 (19)
	24	1	22 (6)	23 (6)	23 (6)
	25	0	13 (1)	13 (1)	13 (1)
	26	0	17	17	17
	27	0	10 (1)	10 (1)	10 (1)
	28	0	14 (2)	14 (2)	13 (2)
	29	1	15	16	16
	30	0	16	16	15
	31	1	12	13	13
	32	0	11 (2)	11 (2)	11 (2)
	33	0	14 (2)	14 (2)	14 (2)
	34	0	17	17	17
	35	0	15 (1)	15 (1)	15 (1)
	36	0	14	14	14
	37	0	14 (1)	14 (1)	14 (1)
	38	0	4	4	4
	39	0	5	5	4
	40	1	9	10	10
	41	0	7	7	6
	42	1	8	9	8
	43	1	8 (1)	9 (1)	9 (1)
	44	0	12	12	12
	45	0	15	15	15
	46	0	31	31	31
	47	0	22	22	22
	48	0	25 ①	25 ①	25 ①
	49	0	15	15	15
	50	0	21	21	20
	51	1	26	27	27
	52	0	20	20	19
	53	1	15	16	13
	54	3	15	18	18
	55	0	5	5	5
	56	0	5	5	5
	57	0	13	13	12
	58	1	7	8	8
	59	0	3	3	3
	60	0	14	14	13
	61	1	8	9	9
	62	0	12 (1)	12 (1)	10
	63	2 (1)	8 (1)	10 (2)	9 (2)
	元	1	4	5	5
	2	0	0	0	0
	3	0	1	1	1
	4	0	5	5	4
	5	1	6	7	6
	6	1	6	7	7
	7	0	7	7	7
	8	0	4	4	3
	9	1	2	3	3
	10	0	4	4	3
	11	1	8	9	8
	12	1	10	11	8
	13	3	11	14	12
	14	2	23	25	22
	15	3	9	12	11
	16	1	9	10	9
	17	1	3	4	4
	18	0	4	4	4
	19	0	4	4	3
	20	1	15	16	16
	21	0	14	14	13
	22	1	9	10	10
	23	0	10	10	9
	24	1	6	7	5
	25	2	7	9	9
	26	0	6	6	6
	27	0	3	3	1
	28	2	7	9	8
	29	1	6	7	6
	30	1	2	3	3
	元	0	1	1	1
	2	0	7	7	1
	3	1	4	5	4
	計		789 (38) ①		783 (38) ①

(注) 表中の括弧内の数字は調停件数、丸付き数字は仲裁件数でいずれも内数

図1 労働争議調整事件新規係属件数年次推移 (昭和22年～令和3年)

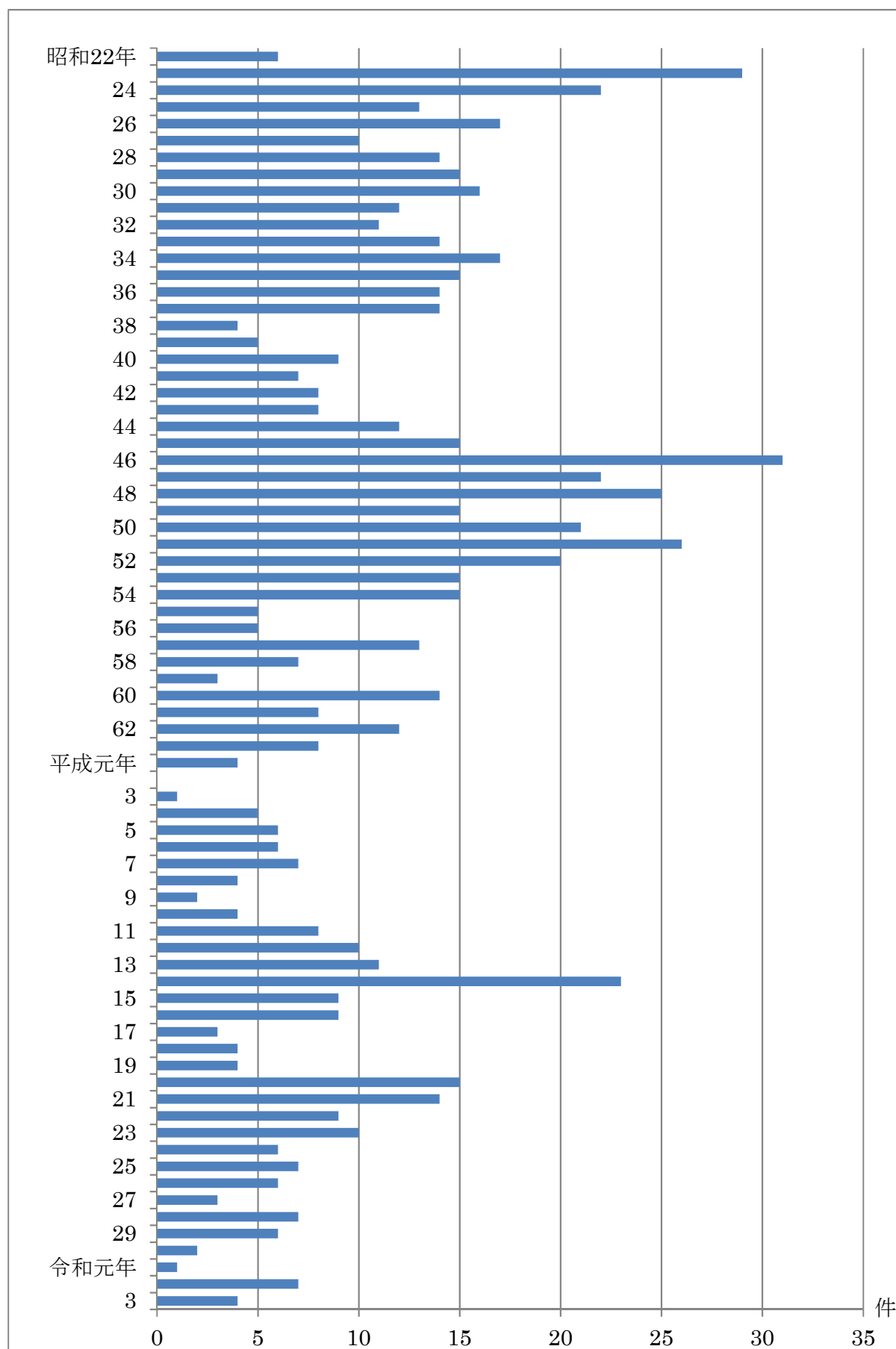


表 2 個別的労使紛争のあっせん取扱件数年次推移（平成14年～令和3年）

年	件数	前年からの 繰越件数(a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
平成 14		—	2	2	1
15		1	11	12	11
16		1	3	4	4
17		0	4	4	4
18		0	8	8	8
19		0	14	14	14
20		0	14	14	13
21		1	9	10	10
22		0	25	25	23
23		2	24	26	25
24		1	9	10	10
25		0	7	7	6
26		1	3	4	4
27		0	16	16	15
28		1	8	9	9
29		0	12	12	11
30		1	13	14	5
令和 元		9	19	28	27
2		1	12	13	11
3		2	10	12	11
計			223		222

図 2 個別的労使紛争のあっせん新規係属件数年次推移（平成14年～令和3年）

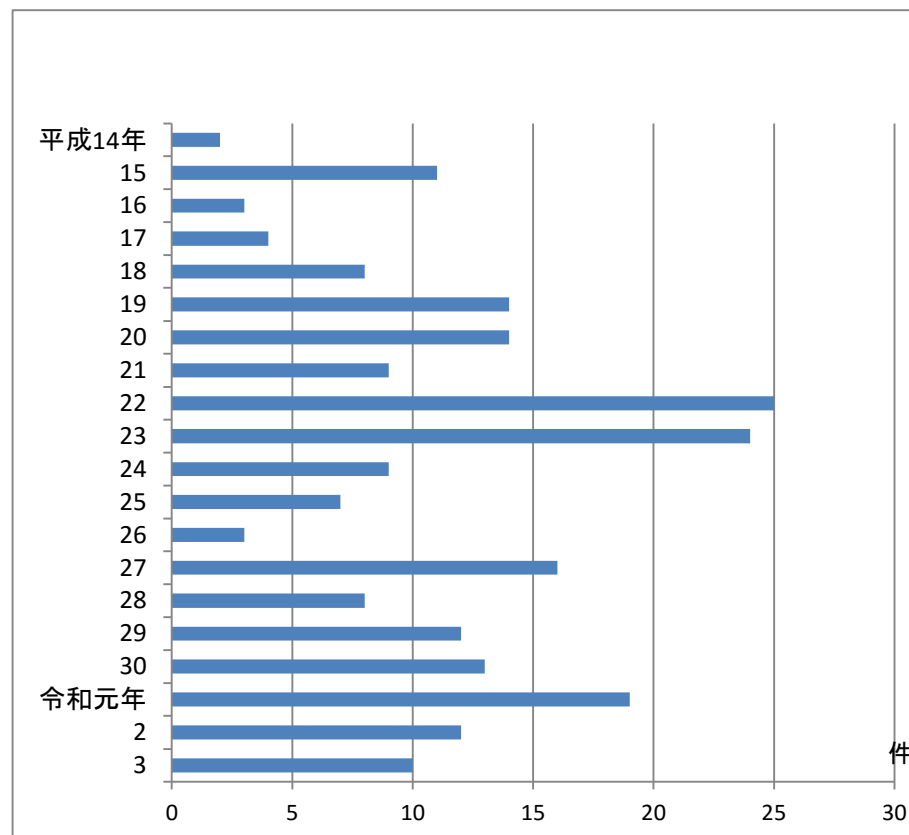


表3 不当労働行為事件取扱件数年次推移 (昭和22年～令和3年)

年	件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和	22	-	10	10	6
	23	4	6	10	9
	24	1	5	6	4
	25	2	10	12	8
	26	4	2	6	6
	27	0	2	2	2
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	3
	30	1	5	6	3
	31	3	5	8	5
	32	3	31	34	32
	33	2	6	8	7
	34	1	0	1	1
	35	0	7	7	5
	36	2	9	11	8
	37	3	3	6	4
	38	2	4	6	3
	39	3	1	4	3
	40	1	3	4	2
	41	2	1	3	2
	42	1	8	9	6
	43	3	3	6	3
	44	3	2	5	3
	45	2	6	8	3
	46	5	7	12	7
	47	5	7	12	5
	48	7	5	12	5
	49	7	6	13	10
	50	3	3	6	1
	51	5	8	13	6
	52	7	7	14	6
	53	8	8	16	8
	54	8	4	12	5
	55	7	5	12	6
	56	6	8	14	8
	57	6	13	19	8
	58	11	6	17	5
	59	12	2	14	5
	60	9	4	13	3
	61	10	6	16	6
	62	10	4	14	7
	63	7	15	22	6
平成	元	16	8	24	8
	2	16	7	23	13
	3	10	6	16	1
	4	15	5	20	1
	5	19	5	24	8
	6	16	3	19	6
	7	13	4	17	3
	8	14	4	18	4
	9	14	4	18	4
	10	14	4	18	3
	11	15	8	23	13
	12	10	4	14	7
	13	7	3	10	4
	14	6	6	12	3
	15	9	4	13	5
	16	8	4	12	5
	17	7	4	11	5
	18	6	3	9	7
	19	2	1	3	1
	20	2	4	6	2
	21	4	5	9	4
	22	5	4	9	4
	23	5	6	11	7
	24	4	1	5	5
	25	0	9	9	4
	26	5	5	10	8
	27	2	2	4	4
	28	0	4	4	4
	29	0	4	4	1
	30	3	1	4	3
令和	元	1	2	3	1
	2	2	2	4	1
	3	3	3	6	3
計			394		391

図3 不当労働行為事件新規係属件数年次推移（昭和22年～令和3年）

